

# 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」 に関する追跡調査報告書



公益社団法人 長野県看護協会

社会福祉経済委員会

平成 27 年 10 月発行

# 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に関する追跡調査報告

(公社) 長野県看護協会 社会経済福祉委員会

## 1. 調査目的

2012年日本看護協会より「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」が示された。当委員会は2013年に「看護職の夜勤負担軽減に関するアンケート」と称し上記ガイドラインの普及度についてアンケート調査を行った。

今年度2年間が経過したところでガイドラインのその後の普及度を調査するために標記アンケート調査を行った。

## 2. 調査方法

### 1) 調査対象

長野県のホームページに公開されている長野県病院名簿(平成26年10月1日現在)に掲載されている127病院の総看護師長・看護部長

### 2) 調査内容

調査はガイドライン中の「勤務編成の基準 11項目」について取り組み状況を調べた。

「1既に実施している」「2検討中」「3実施予定なし」の3項目について該当項目を選択してもらった。

また1病院で両勤務体制を実施している病院は、三交代制勤務、二交代制勤務それぞれについて回答してもらった。

3) 調査用紙を各病院に郵送配布・郵送回収した。

4) 調査期間 2015年6月1日～6月30日

5) 調査表の回収 81病院 回収率63.8%

81病院中	三交代制勤務のみの病院	13病院
	二交代制勤務のみの病院	43病院
	両勤務体制混合の病院	25病院

## 3. 調査結果

今回調査の三交代制勤務病院、二交代制勤務病院それぞれの実施状況と2013年の調査結果を図に示した。(図1、図2、図3)2013年は、三交代制勤務と二交代制勤務を区別せず調査した結果である。また調査内容が少し異なったため「既に実施している」値のみを示した。

2013年の調査では「既に実施している」と回答した割合が7割を超えた基準は

「基準5:連続勤務日数の制限」(76.2%)

「基準6:夜勤途中の休憩時間」(82.1%)の2基準であった。

今回の調査で7割を超えた基準を表に示した。(既に実施している病院の割合)

三交代制勤務	二交代制勤務
基準2：勤務の拘束時間 (78.9%)	基準1：勤務間隔(97.1%)
基準3：夜勤回数 (73.0%)	基準4：夜勤の連続回数 (89.4%)
基準4：夜勤の連続回数 (78.9%)	基準5：連続勤務日数(88.2%)
基準5：連続勤務日数 (81.6%)	基準6：夜勤途中の休憩時間 (92.5%)
基準6：夜勤途中の休憩時間 (81.6%)	基準7：夜勤時の仮眠 (76.5%)
	基準8：1回の夜勤後の休息 (95.5%)
	基準11：早出の始業時間 (89.1%)

実施率が低く、取り組みが難しいとみられる基準は、三交代制勤務では「基準1：勤務間隔 11 時間以上」「基準7：夜勤時の仮眠時間」「基準8：2回連続夜勤後の48時間の休息」「基準10：正循環の交代周期」であり、二交代制勤務では「基準2：勤務の拘束時間 13 時間以内」であった。

しかし、三交代制勤務における「基準7：夜勤時の仮眠時間」については「実施予定なし」の病院が66.7%であり「必要か?」という意見もあった。

これらの結果は日本看護協会が行った「2014年看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン普及に関する実態調査」とほぼ同様の結果であった。

#### 4. まとめ

- ・ 前回調査 (2013 年) は三交代制勤務と二交代制勤務を別々に調査しなかったため、正確には比較できないが、前回調査と比較すると、各項目で総じて「実施している」割合が高まっており、それぞれの病院で勤務編成の基準に沿った取り組みが進んでいることが示唆された。
- ・ 実施割合の高い項目、低い項目の傾向も前回調査 (2013 年) や 2014 年の日本看護協会の調査と同様であった。
- ・ 三交代制勤務では「基準1：勤務と勤務間隔は 11 時間以上開ける」  
「基準10：交代の方向は正循環の交代周期とする」  
二交代制勤務では「基準2：勤務の拘束時間は 13 時間以内とする」  
は「実施予定なし」の回答も多く課題と思われる。

図1 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に関する追跡調査（三交代制）

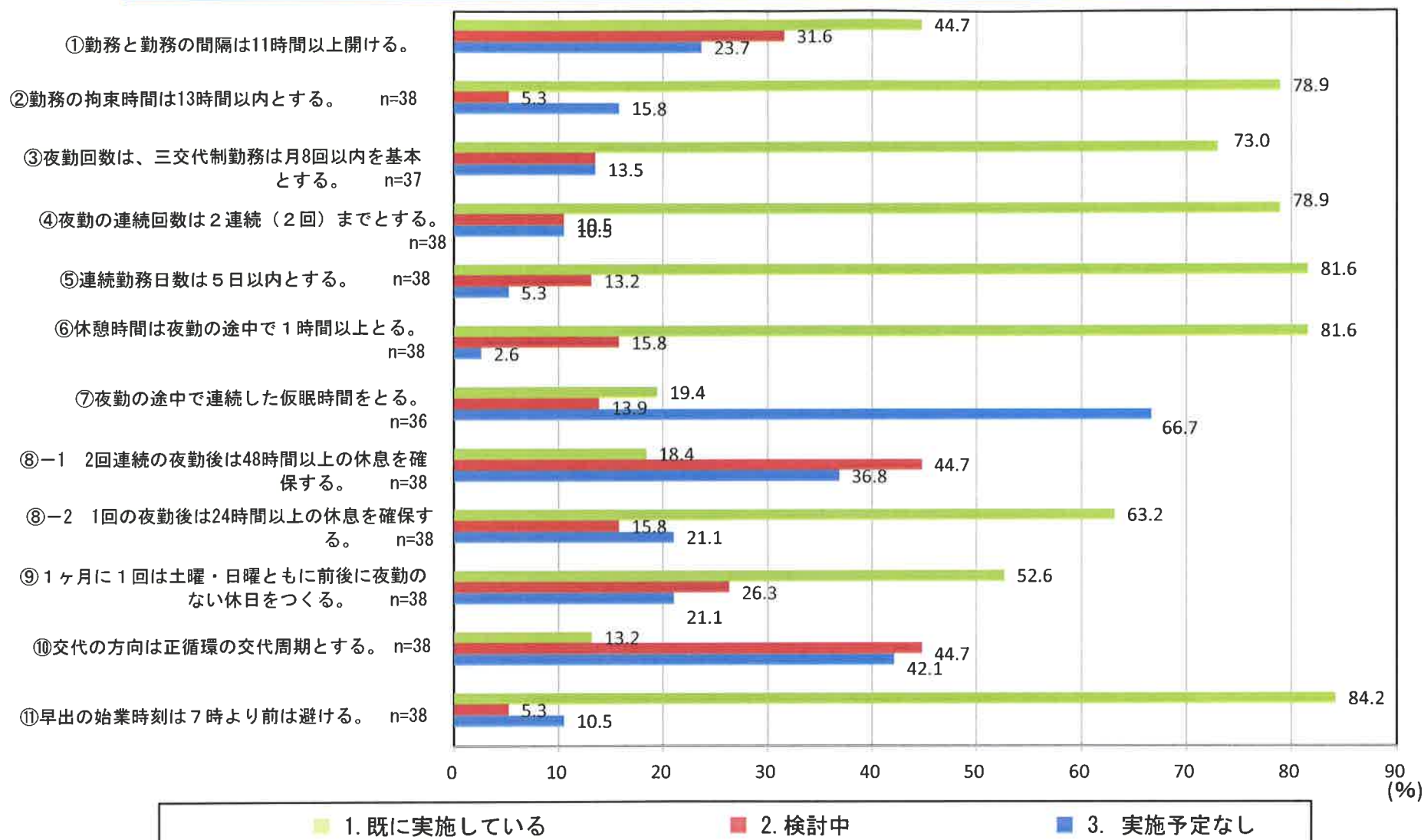


図2 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に関する追跡調査（二交代制）

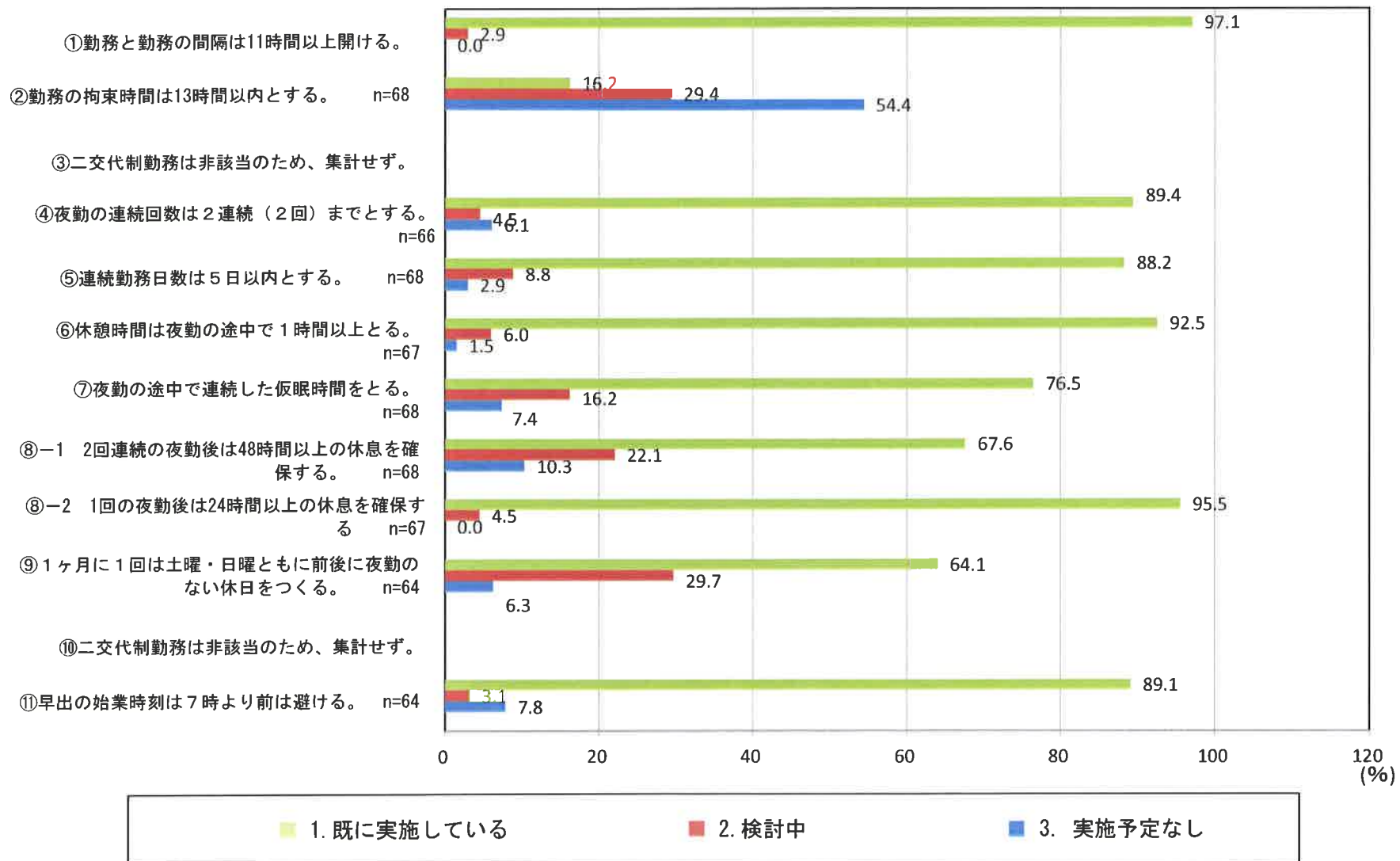
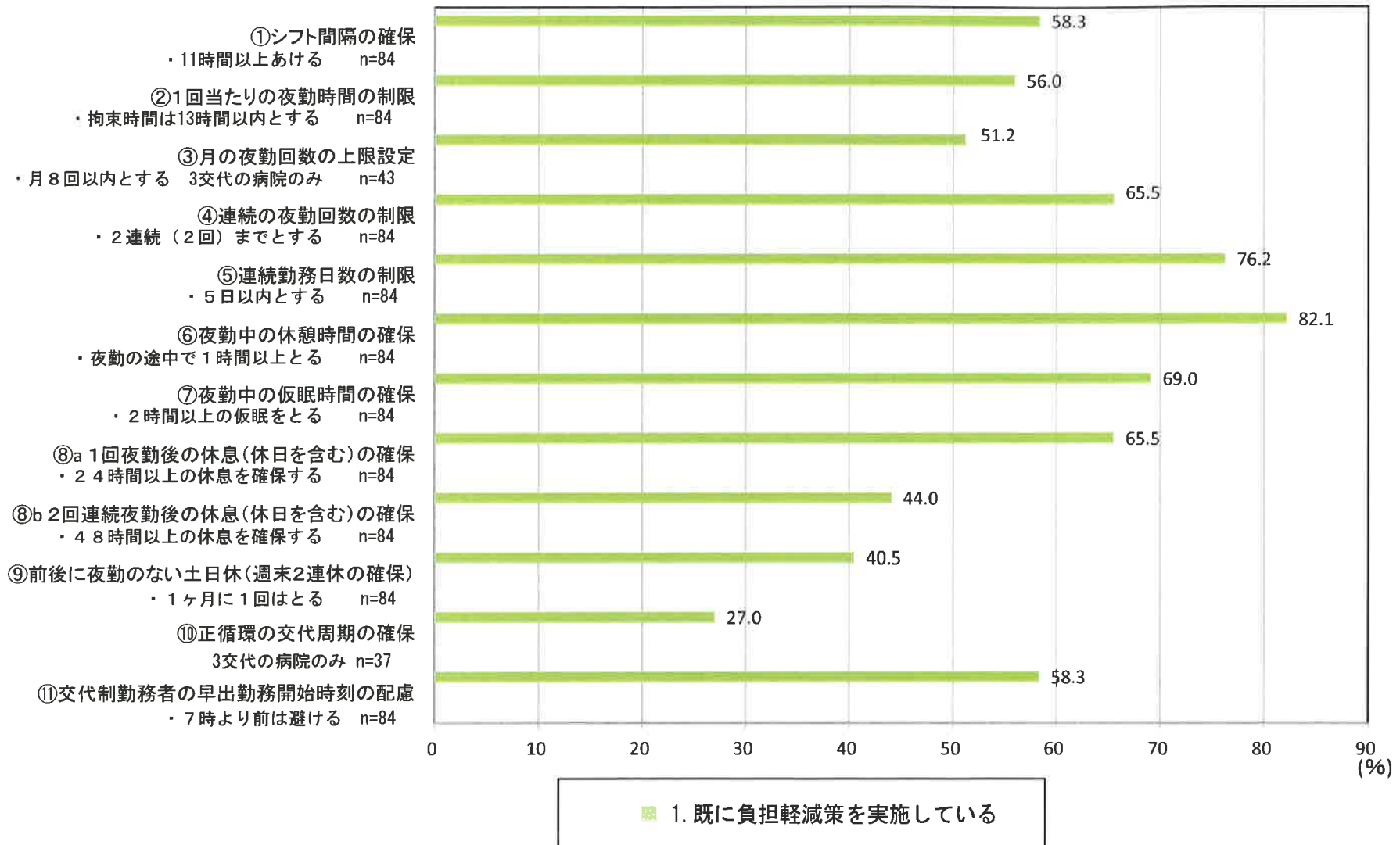


図3 看護職の夜勤負担軽減に関する調査結果

2013年実施



「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に関する追跡調査

(公社)長野県看護協会 社会経済福祉委員会

三交代制勤務用

基準1から基準11の各設問について、あてはまる番号に○をつけてください。

基準1 勤務と勤務の間隔は11時間以上開ける	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準2 勤務の拘束時間は13時間以内とする。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準3 夜勤回数は、三交代制勤務は月8回以内を基本とする。 (三交代制勤務(変則含む)のみお答えください。)	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準4 夜勤の連続回数は、2連続(2回)までとする。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準5 連続勤務日数は5日以内とする。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準6 休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準7 夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準8-1 夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。(休日を含む)	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準8-2 夜勤後の休息について1回の夜勤後についておおむね24時間以上を確保することが望ましい。(休日を含む)	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準9 少なくとも1ヵ月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準10 交替の方向は正循環の交代周期とする。(三交代制勤務(変則含む)のみお答えください。)[日勤⇒準夜勤⇒非番⇒深夜勤のように開始時間を遅くする勤務編成]	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準11 夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし

看護協会に対する希望等自由にお書きください。

ありがとうございました。

「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に関する追跡調査

(公社)長野県看護協会 社会経済福祉委員会

二交代制勤務用

基準1から基準11の各設問について、あてはまる番号に○をつけてください。

基準1 勤務と勤務の間隔は11時間以上開ける	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準2 勤務の拘束時間は13時間以内とする。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準3 夜勤回数は、三交代制勤務は月8回以内を基本とする。 (三交代制勤務(変則含む)のみお答えください。)	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準4 夜勤の連続回数は、2連続(2回)までとする。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準5 連続勤務日数は5日以内とする。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準6 休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準7 夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準8-1 夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。(休日を含む)	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準8-2 夜勤後の休息について1回の夜勤後についておおむね24時間以上を確保することが望ましい。(休日を含む)	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準9 少なくとも1カ月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準10 交替の方向は正循環の交代周期とする。(三交代制勤務(変則含む)のみお答えください。)[日勤⇒準夜勤⇒非番⇒深夜勤のように開始時間を遅くする勤務編成]	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし
基準11 夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。	1. 既に実施している	2. 検討中	3. 実施予定なし

看護協会に対する希望等自由にお書きください。

ありがとうございました。